

平成28年度第1回市民評価委員会専門部会

(環境調和・健康福祉)

日時：平成28年9月8日(木) 18:00から20:45まで

会場：市庁舎3階 32会議室

事業名：1 菊本最終処分場施設整備事業
2 ごみ分別収集充実事業
3 汚水管渠等建設事業(公共)
4 省エネルギー対策事業
5 エコして得するポイント事業

参加者：●市民評価委員

眞鍋部会長、石塚委員、沖委員、越智委員、村上委員、佐藤委員

●担当課

環境施設課、ごみ減量課、下水道建設課、環境保全課

●事務局

小島副課長、篠崎主事、宇野係長(まちづくり担当)

菊本最終処分場施設整備事業(環境施設課)

18:00から18:30まで

最終処分場：河野場長

環境施設課：酒井課長、神野技幹

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：川ざらえで出た土砂と一緒に出した藻は浮いてしまうと思うが、どうしているのか。

A：網ですくって、焼却処分している。

Q：端から順に埋め立てているのか。

A：投棄台船を使って均等に廃棄している。

Q：一杯になって投棄台船が使えなくなった場合はどうするのか。

A：ブルドーザーを使って型押しで埋め立てていく。

Q：この施設は何年で満杯になると計画しているのか。

A：県への届出は15年計画としている。しかし、埋め立て量から計算すれば、相当数の埋立てが可能であり、新たな最終処分場の建設も困難なことから、出来る限り使用していきたい。

Q：総工費はいくらか。

A：護岸工事も含めて82億円。

Q：計画期間15年ということだが、延命措置としてどのようなことをしているのか。

A：ごみの分別を徹底している。

Q：ガラスくずも処分対象とのことだが、リサイクルはできないのか。

A：ビンはリサイクルできるが、ガラスくずは最終処分となる。

Q：定期点検はどの程度行っているのか。

A：主なもので、投棄台船、遠隔制御装置、通信機器、投下装置等年2回実施している。

Q：直接経費は委託料か。年度によって金額が違うのはなぜか。

A：主に委託料だが、工事費が入ってる。

Q：どんな工事を行うのか。

A：広域監視システムの導入、浸出水送水ポンプのオーバーフローを行う。

Q：平成28年度の予定は。

A：処分場の汚水を下水処理場で処理しているが、配管の径を大きくする。

Q：浸出水は海水か。

A：海水は下水処理場で処理できないので、入れ替えて真水に近い状態にな

っている。海水は入らない。

Q：産業廃棄物も処分しているのか。

A：一般廃棄物だけで、産業廃棄物が入らない。

Q：業者が産業廃棄物を持ってくることはないのか。

A：自己申告制にはなっているが、年間1トンの制限を設けているため、業者は入りにくい。

Q：毎年同じぐらいの量が入っているのか。

A：年間千立方メートル、重さで1700から2000トンであり変動はない。

Q：委託業者は何年計画でどのように委託しているのか。

A：4社の指名競争入札で、3年の長期契約としている。

Q：磯浦の処分場が閉鎖になって何年もたつが、まだ浸透水が出ているのか。どのように処理しているのか。

A：下水処理場まで持ってきて処理している。

Q：観音原は。

A：平尾谷に水処理施設があり、そこで処理している。

Q：お願いしたいのは、市民一人当たりのコストが45円かかっていること、この施設を出来る限り長く使わなければならないことをもっとPRしてもらいたい。

3 評価結果

現状のまま継続する。

施設の延命につながるような対策も検討しながら、適切な施設・設備の維持管理ができるよう、現状のまま継続していただきたい。

ごみ分別収集充実事業（ごみ減量課）

18:30から19:10まで

ごみ減量課：藤田課長、高橋副課長

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：直接経費の内訳は。

A：家庭ごみの収集に係る費用になる。大型ごみは入っていない。

Q：資源ごみ集団回収の費用は。

A：入っていない。

Q：カラスよけのため新聞紙でくるんで出しているが。

A：自治会独自の判断だと思う。中身が見える方が望ましいが、その場合も収集している。

Q：3億近いお金をかけて、内容は定期収集の委託料となっている。事務事業名と事業内容があっていない。

A：9種分別をした上で、収集していることからこの事業名としている。

Q：事業名については考えてほしい。その他の財源とは何か。

A：古紙類を販売した収入。

Q：事業の目的として、分別して収集した方が効率が良いということを強調したいのか。

A：分別して収集し、ごみを減らすこと、リサイクル・リユースすることがごみ減量課の方向性であり、各家庭にも協力をいただきたい。

Q：そういったPRは別事業で行っているのか。

A：ごみ適正処理啓発事業等で行っている。

Q：ステーション管理者は自治会で管理しているイメージがあるが、別にあるのか。

A：自治会が多いが、アパートやマンション等もある。

Q：私の自治会では名前を書いて出して、未分別があればその人に返すルールになっているが。

A：自治会独自でそれぞれルールを持っている。

Q：マンション等の場合、未分別があれば市役所が直接指導するのか。

A：管理人やマンション所有者に啓発をお願いするようにしている。開封等で個人が特定できれば、直接指導も行う。

Q：未分別の指導はそれぞれ管理者が行うべきでは。

A：そうしていただける自治会もあれば、市の仕事だと言われる自治会もある。

Q：認知症の方が増えて間違っただけに出すケースも増えている。そういったゴミも持って帰ってくれれば助かる。

A：ふれあい収集事業では、障がい者等に対して、週1回戸別収集を行っている。認知症の方も登録していただければ回収する。

Q：家具などの大型ごみを焼却処分しているが、それらを修理してリサイクルできるシステムを作ってほしい。プラスチック類の扱いは。

A：容器包装等はリサイクルされているが、汚れのあるものやバケツ等のプラスチック類は焼却処分としている。

Q：店頭で回収している容器包装はきちんと洗われているが、家庭ごみとして出す場合は洗わずに燃やすごみとして出す家庭が多い。もっと周知徹底すべきでは。

A：市政だより等で啓発はしているが・・・

Q：自治会等を通じてもっと周知してほしい。

Q：この経費を削減するためにはどのような方法があるのか。未分別の最収集が減れば経費削減になるのか。

A：未分別が減れば経費削減にはなる。ごみの量は劇的に減らなければ、影響は出てこない。

Q：ごみの量の推移は。

A：ほぼ横ばい。

Q：活動指標のペットボトル・古紙の収集は減っており、成果指標の不適合ごみは増えているため、指標だけ見れば実績が上がっていない。

A：家庭ごみについては、慣れも出てきている。もう一度各自治会を回って啓発を行うなどの取組も必要だと考えている。

Q：市民一人当たりのコストが2,400円以上かかっている。このことをもっと市民にPRすべき。人口が減少している中でごみが減っていないのはおかしい。収集実績に基づいて次年度の委託料を決定しているのか。

A：3年契約としているが、収集実績を基に積算し、価格を設定して入札により決定している。

Q：収集地域によって収集量が違ってくるのでは。

A：ある程度、範囲やバランスを保つようにはしている。

3 評価結果

現状のまま継続する。

この事業については継続していくしかないが、どうしたらごみを減らせるのかを常に考えながら、関連している事業とも連携して取り組んでいただきたい。

污水管渠等建設事業（公共）（下水道建設課）

19：10から19：50まで

下水道建設課：小山次長、近藤技幹、工藤係長

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：対象の人員は。

A：下水道整備計画のエリアに入っている人口としている。

Q：普及率は全国平均を下回る中、目標は年1%の増でしかないのか。

A：現在設定している全体計画4,453haについては、平成69年完成を目標としている。公共下水道は、多額の費用をかけて長期間かけて整備している。

Q：10年概成を目標とするアクションプランとは。

A：地方では公共下水道整備が遅れており、国から10年間で集中して整備するよう求められている。

Q：新居浜市は整備率が悪いから、国から指導を受けたということか。

A：そうではない。全国的には都市部の整備はほぼ終わっている。地方での整備率が悪いため、合併処理浄化槽も含めて、整備方針を立てるよう地方全体を対象に求められている。

Q：10年概成というならば、10年で100%になるような目標を立てなければならないのでは。

A：27年度時点での指標としており、アクションプラン策定の中で指標は見直していく。

Q：事業費の半分が国・県の支出金となっているが、10年計画で事業費を組めば、その半分は出してもらえるということか。

A：事業計画を10年に短縮して、4倍の事業費を要求してもらえない。現在でも100%はもらえていない。国は、整備方法を工夫しながら計画を立てるように指導しているが、国の事業費によっても計画は変わってくる。

Q：昭和55年から整備しており、汚水施設の耐用年数も限られていると思うが、新設に加えて更新費用も掛かってくる。

A：今年度長寿命化計画を策定する予定だが、下水処理場では、土木、電気、機械、建築などの設備があって更新をすすめており、更新費用が平準化するような整備計画をたてている。

Q：改修費用も国の補助対象となるのか。

A：それも対象になる。

Q：改修費がかさんで赤字になることはないのか。

A：今後は、新設だけでなく改修分の費用も掛かってくるため、使用料も含めた経営の見直しも必要になってくる。

Q：国の補助も保証がないのでは。

A：都市部ではすでに整備が終わっており、国の補助も新設よりも改修の方が多くなってきている。

Q：合併処理浄化槽はあまり考えていないのか。

A：環境保全課で補助を行っている。水質汚濁を解消するため、単独から合併への改修は補助しているが、新設は補助していない。

Q：公共下水と浄化槽ともっとバランスよくできないか。

A：合併処理浄化槽は新築時に設置が義務付けられており、公共下水道整備計画エリア内では浄化槽の補助はない。公共下水道が整備されれば、浄化槽の人も下水道に接続しなければならず、新居浜市では公共下水道の整備に力を注いでいる。

Q：地方では、公共下水道ではなく、浄化槽を整備する方法もあるのでは。

A：地域によってどの整備方法が効率的か国のマニュアルがあり、住宅の密集度による概算費用を算出した結果、公共下水道の方が安いということで整備している。しかし、人口が減少していく中で、今後見直しも必要になると考えている。

Q：別子山・大島・立川以外は公共下水道とする計画だが、それを最後まで押し通す必要はない。阪神淡路大震災では公共下水道が損壊して大きな影響が出た。合併処理浄化槽であればそんな被害にはならなかったはず。そういったことも含めて見直しは必要。限られた財源の中、皆が同じでなくても良い。

A：未整備区間の中には、住宅密集地も残っており、そこは明らかに公共下水道の方が効率が良い。整備区間については、7年ごとに見直すが、次回の見直し時には、国の補助の動向や考え方も含めて、総合的に判断しなければならないと考えている。

Q：下水道建設課としてではなく、市全体で何が最適か客観的に判断しなければならない。

A：それは必要だと考えている。公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較をした上で、整備エリアを決めていくことになる。

Q：今の下水処理施設は整備率100%の状態を想定した施設なのか。

A：それは想定しているが、最初から100%で整備しているのではなく、増えた分に合わせて徐々に拡大している。

Q：合併処理浄化槽の環境保全課とは連携を取っているのか。

A：当然、連携を取りながら進めている。

Q：公共下水道が通れば、3年以内に接続しなければならないが、100%接続しているのか。

A：昨年は91.2%の接続率だった。合併処理浄化槽の場合は接続だけだが、単独の場合はトイレの改修も含め多額の費用負担が発生することから、100%にはなっていない。しかし、使用料で経営していることから、下水道管理課の方で接続のお願いに回っている。

Q：汲み取りが残っていれば、老朽化した荷内の施設をいつまでも維持し続けなければならない。

A：衛生センターについては、建替えて維持するのではなく、し尿や浄化槽汚泥も下水処理場の中で処理しようと計画を進めている。

3 評価結果

重点化する。

国から指導されている10年概成を目標とするアクションプランを策定し、目標に向けて重点化して取り組んでいただきたい。但し、長期的には、総合的な判断基準に基づいた計画の見直しを図っていただきたい。

省エネルギー対策事業（環境保全課）

19：50から20：15まで

環境保全課：小松次長、岡部係長、菅原主事

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：対象者数は人ではないのか。

A：この事業では施設が対象になる。

Q：事業名から市民を対象とした事業だと思っていた。もう少し分かりやすい事業名にしていただきたい。事前に市民評価対象事業を選定していたはずだが、この程度の金額の事業の評価が必要なのか。恣意的に対象事業を選定してはいないか。

A：それはない。この事業については、委託すべきなのか、費用を掛けずに担当課でもできるのではないかとといった視点で評価していただきたい。市民を対象とした啓発事業は他にもあるが、この事業名だけで分かりづらかったと思う。

Q：この事業費には、環境監査も入っているのか。

A：入っている。

Q：教育委員会の施設は対象になっているのか。

A：教育委員会については、報告先が文部科学省となっており、ニームスの中で取組は行っているが、この事業の対象施設ではない。

Q：47施設のうち、直接管理と指定管理の施設の割合は？

A：指定管理者施設は15。

3 評価結果

現状のまま継続する。

成果指標の実績も上がっているなので、今後も省エネ推進のため、事業を継続していただきたい。

エコして得するポイント事業（環境保全課）

20：15から20：45まで

環境保全課：小松次長、岡部係長、菅原主事

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：自己評価に「エコポイント制度や環境事業への市民の関心を高めることができた」とあるが、何をもってそう評価しているのか。

A：環境に関する事業への参加が、前年度までは年間600人から700人の参加だったものが、1,112人となったことをもって評価した。

Q：具体的な環境イベントとは。

A：自然観察会や、環境家計簿のモニター、生ごみのたい肥化関係のイベント等である。その他、市の主催の環境に関する会にも出向いて、ポイントを付与している。（資料配布）

Q：参加していない人への評価や成果予定についてどう考えているのか。

A：これまでの環境イベントでは、参加者が固定化されていたり高齢化したりと伸び悩んでいたが、エコポイントによって参加者を増やすことができた。しかし、全市民にはまだまだ認知が低い状態なので、PRをしていく余地はある。

Q：財源内訳の「その他」は何か。

A：環境保全基金である。

Q：協働の視点の箇所、「環境活動を推進していく主体となっている、にはま環境市民会議や新居浜市地球高温化対策地域協議会」と記載があるが、実施している事業は、市の委託事業であり、主体という言葉は当てはまらないと思う。

A：新居浜市が主催で行っているイベントだけではなく、委託事業も含め、にはま環境市民会議や新居浜市地球高温化対策地域協議会が行っている事業も対象とすることで、柔軟な形で市民に参加・PRしていただける。そのように、各団体にも協力いただいているため、そのような表記になっ

ている。

Q：保健センターのポイント制度もあるが、景品は出るのか。

A：運動施設の利用券など、事業の趣旨に沿ったものを交換商品としている。環境保全課の場合は、20ポイントの食事券以外は、エコに関する商品としている。

Q：これは、事業へ興味を持ってもらうための手段であり、事業自体が面白くないと環境事業が衰退していってしまう。そのことを念頭に実施し、その後の発展を考えていただきたい。

A：事業がマンネリ化している等の意見もあり、事業の委託先の団体等とも協議しながら、改善していきたい。

Q：市民への周知が足りないのでは。

A：市の広報誌やケーブルテレビでのCM等周知は行っているが、今後も目に付くところでPRに努めていきたい。

3 評価結果

現状のまま継続する。

始まったばかりであるため、今後の展望を考えながら事業を実施していただきたい。